

地下の正倉院展 木簡を科学する 第Ⅲ期展示木簡

第Ⅰ期	一〇月一八日(土) — 一〇月三一日(金)
第Ⅱ期	十一月一日(土) — 十一月六日(日)
第Ⅲ期	十一月一八日(火) — 十一月三〇日(日)

木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の釈文を改めている場合があります。

木簡と探査

7 東方官衙大土坑出土の木簡7—春宮用の物品の付札

(四四〇次、SK一九一八九出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』四二、九頁下段。以下、城四二—九頁下のように略す)

春宮

長さ五六mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三二型式

小型の付札。「春宮」は皇太子のこと。もちろん皇太子の名札というわけではなく、皇太子の所持または使用する何らかの物品に付けられていたものと思われる。非常に小さな木簡で、記載も簡略で素っ気ないが、切り込みの作りや四周の削り調整の具合、また上下両端を鈍角に尖らせる加工など、細部まで丁寧に仕上げられている。左に向かってわずかに反っているのは、土圧による変形であろうか。

7が出土した東方官衙の大土坑SK一九一八九の木簡群は宝亀二・三年(七七一・七七二)頃のもので、天皇位や皇太子に関して大きな動きがあった時期にあたる。神護景雲四年(「宝亀元年」)八月、女帝称徳天皇が皇太子を定めないまま崩御し、その後、藤原百川らの策略もあり、十月に天智天皇の孫にあたる白壁王が即位した(「光仁天皇」)。それに伴い、翌宝亀二年正月には他戸

8

東方官衙大土坑出土の木簡8—左衛士府の宿直担当者の報告

(四四〇次、SK一九一八九出土。城三九—七頁下)

左衛士府宿奏 合九十三人

少尉正六位上安□
大志正六位上□

長さ(三五五)mm・幅(三二)mm・厚さ六mm ○八一型式

左衛士府が「宿」に当たった官人たちについて天皇に報告した文書木簡の断片。左衛士府は令制五衛府の一つで、諸国の軍団兵士の中から交替で上京・勤務した衛士を管理・統率し、平城宮・京の警固などを担った。「宿」は現代の宿直のこと。ただし、律令の規定では夜間の勤務が「宿」、昼間の勤務が「直」と区別されていた(公式令百官宿直条・職制律在官宿直不直条)。

少尉と大志はそれぞれ衛府の第三等官・第四等官で、こゝではいずれも左衛士府所属の官人である。

9 東方官衛大土坑出土の木簡9―銭千文の付札3

(四四〇次、SK一九一八九出土。城四二一九頁下)

〇貫鑄手雀部豊縄

長さ一〇〇mm・幅一一mm・厚さ二mm 〇一型式

上端に孔が穿たれ、何かの付札のように見受けられるが、墨痕は薄く読みにくい。一方、赤外線装置で観察すると比較的よく読め、片面に人名などが書かれていることがわかる。

9 だけでは何とも解釈しがたいが、SK一九一八九からは似たような雰囲気の木簡が複数出土している(I期展示3・II期展示6など)。それらを参照すると、銭千文に付けられた付札であることがわかる。他のものは表面に「一千文」の文言や年紀が書かれ、裏面に「貫」や人名が記される。そのため、9は現状では片面にしか墨書が認められないが、本来はこちらが裏面の記載だった可能性がある。「貫」は銭千文に紐を通して束ねる作業、「鑄手」は銭の鑄造を担った工人を意味すると考えられる。すると「雀部豊縄」は鑄銭工人で、自身の鑄た銭を自ら束ね、付札を付けたこととなる。

木簡を観察する

14 板目材の木簡5―長屋王邸宛に食料調達を依頼する文書

(一九三次E、SD四七五〇出土。『平城京木簡』二二―一七〇八。以下、京二二―一七〇八のように略す)

(表) 〇移 奈良務所専大物皇子右処月料物及王子等
(裏) 〇公料米進出 五月九日少書吏置始国足

附紙師等 家令 家扶

長さ二四一mm・幅二八mm・厚さ三mm 〇一型式

長屋王家木簡。「奈良務所」は調査地の左京三条二坊におかれた家政機関であり、京外におかれた長屋王の別の邸宅(平城遷都後まもない時期であることを考えると、おそらくは飛鳥の地)の家政機関から送られた米の請求状。移は令制下の文書様式の一つで、同格の官司間で用いられた。ここでは、「専大物」は長屋王(の食料)、「皇子」は吉備内親王を指し、「二処(二兩名)」の月料と王子らの公料米の請求を、おそらくは奈良の邸宅へ向かう者に託して送ったのであろう。長屋王一家が調査地とは別の場所に出かけていたこととともに、調査地にあった家政機関が長屋王家全体の食料管理を担当していたことを示す。家政機関の役人である家令(次官)・家扶(第三等官)とともに、直接に担当した少書吏(第四等官)である置始国足の名がみえる。

15 板目材の木簡6―もち米の粉米の支給伝票

(一九三次E、SD四七五〇出土。京二二一九九二)

〇糯粉米五升 受小嶋女 十一月廿二日稻虫書吏

長さ二二六mm・幅二六mm・厚さ五mm 〇一型式

長屋王家木簡。「小嶋女」という女性を受取人として「糯粉米」を支給した際の伝票木簡。五升は今の二升二合五勺、米約三・四kg。稻虫と書吏(いずれも長屋王家の家政機関の役人だが、「稻虫」は個人名で「書吏」は家政機関の第四等官の役職名)の二人

が責任者。なお、稲虫はⅠ期展示**16**にも名が見える。

長屋王家木簡中には、他にも「粉米」の支給伝票がある（Ⅱ期展示**74**など）。興味深いのは、「綾粉米」（城二一―一三頁上）や「御服粉米」（城二一―一五頁下）などが見られることである。ここから、粉米は食料ではなく繊維製品関連の何らかの工程で用いられたとみられ、糊としての使用の可能性などが考えられる。受給者に女性が多いのも、その用途に関係するかもしれない。

15は、今回は板目材の木簡として展示したが、表面には年輪が縦方向に表れており、また上端の切断面をよく見ると、年輪が斜め方向に走っているのがわかる。元来木口面が丸い材木から板を切り出せば、板目と柾目の中間的な材となることもあり、そのようなものを「追柾目」などと呼ぶこともある。板目・追柾目・柾目の境界はあくまで便宜的なものである。

20 柾目材の木簡5―都祁に派遣した轆轤作り工人への米の支給伝票

（一九三三次E、SD四七五〇出土。京二一九四六）

〔表〕

〇都〇使轆轤師二人米四升受〇万呂

〔古カ〕

（裏）〇九月廿三日大嶋

長さ二三二mm・幅二二mm・厚さ二mm 〇一型式

長屋王家木簡。「都〇使」および邸内で働く轆轤工人へ米を支給する際の伝票木簡である。四升は今の一升八合、米約二・七kgにあたる。裏面の「大嶋」は支給担当者の名。長屋王は邸内に多くの工人・職人を抱えており（Ⅰ期展示**16・37**など参照）、王の実力の一端をうかがうがうよすがとなる。

表面冒頭の「都家」は地名「都祁」（奈良市の旧都祁村地域を中心とする、奈良・天理両市の境界付近）を指すと思われる。都祁は『日本書紀』仁徳紀の氷室（冬に切り出した氷を夏まで保管

するための施設）起源説話の地として有名で、また木簡から、長屋王もこの地に氷室を所有していたことが知られている（京二一九一七九など）。

21 柾目材の木簡6―駿河国から納められた煮堅魚の荷札

（三二次補足、SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』五一七九〇一。以下、宮五一七九〇一のように略す）

（表）駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩

（裏）天平宝字四年十月専当

国司掾従六位下大伴宿祢益人
郡司大領外正六位〇生部直〇理

〔上カ〕〔信陀〕

長さ二〇五mm・幅三三mm・厚さ三mm 〇三一型式

駿河国駿河郡古家郷（今の静岡県沼津市原付近か）から調として納められた「煮堅魚」の荷札。天平宝字四年は七六〇年。表面の「春日部与麻呂」は調の貢納者。裏面の「専当」は担当者の意味で、ここでは調の納税業務および都への貢進を担当する国司・郡司を指す。専当国・郡司までを記す荷札は珍しい。

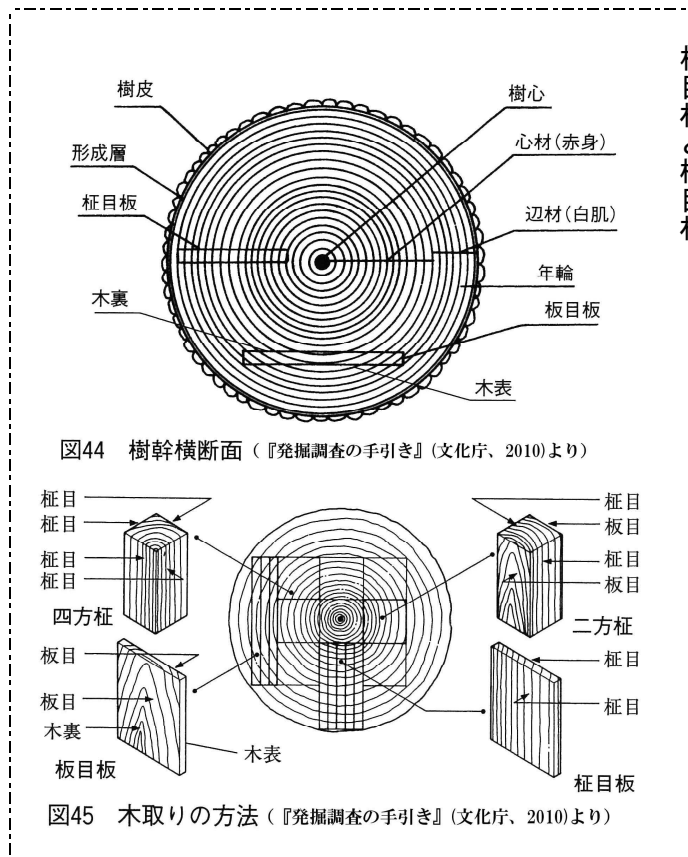
数量表記に「捌」「伍」のような大字（主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字。「壹」「貳」「参」「肆」など）が使われているのも、荷札木簡は通常あまり見られない特徴である。なお、裏面の郡司大領生部直信陀理は、天平十年度（七三八）駿河国正税帳に見える「壬生直信陀理」（『大日本古文書』（編年）二巻七三頁）と同一人物であろう。

「煮堅魚」はカツオの加工品。代表的なカツオの加工品には「荒（鰯）堅魚」があり、単に「堅魚」と記すのも荒堅魚と同じものと考えられているが、煮堅魚は荒堅魚よりも高級品とされていた。荒堅魚を今日の鰹節の原型、煮堅魚をなまり節のようなものとする見解もあるが、なまり節状のものを腐らせずに駿河から平城京

まで搬送できたかは疑わしい。あるいは、煮堅魚を鰹節に近いものに当て、荒堅魚は茹でるなどの工程を伴わない干物の類とみることも可能と思われる（Ⅱ期展示5の解説参照）、そう考えれば煮堅魚の方が高価であったことも理解しやすい。なお、やや変わったカツオの加工品に「堅魚煎汁」（京三―四九七五）があり、こちらはカツオを煮詰めてとった調味料とされる。

文字は、小振りだが端正な楷書体で丁寧に記されている。しかもよく見ると、紐をかけても文字が隠れないよう、上下両端の切り込みの間にうまく割り付けられている。ただ、右辺中央付近の切り込みは用途不明。

板目材と柾目材



24

ヒノキの木簡3―讃岐国から納められた荷札

（九一次、整地土下層黒色粘質土層出土。宮七―一二三二）

讃岐国香川郡原里泰公□身〔佚カ〕

長さ一八二mm・幅一九mm・厚さ三mm ○五一型式

讃岐国香川郡（今の香川県高松市北部）からの荷札。ただし、「原里」は『和名類聚抄』（平安時代中頃に編纂された辞書で、当時の全国の国郡郷名が集録されている）にはみえない。税目や物品名、年紀などは省略されている。

讃岐国からの荷札には、クセの強い独特の書風で記されたものが多い。24の文字にも同様の特徴が認められるが、比較的よく整っており読みやすい。下端は左辺が欠失しているが、右辺は斜めに削られている。ただ、先端部分はカットして削り調整が施されており、元来尖らせられていたかは不明。

27

スギの木簡3―越前国から納められた物品（品目不明）の荷札

（二七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。宮七―一二六四四）

返駅子大神仲面戸口同安□麻呂カ

長さ二七三mm・幅二七mm・厚さ五mm ○三二型式

何らかの物品に付けられた荷札。「返駅」は越前国敦賀郡鹿蒜郷（今の福井県今庄町）に置かれた駅家で、「駅子」は駅家の管理のために設定された「駅戸」の構成員。

ほぼ完形の木簡だが、墨が薄く肉眼ではほとんど読み取れない。また、柾目材であることが判読の難しさに拍車をかけている。スギはヒノキに比べて年輪の幅が広く、また木目がはっきりしてい

るため、スギの柾目材の木簡には文字が読みにくいものが目立つ。一方、木目の特徴から、柾目材の木簡にはスギと見分けやすいものが多いとも言える。

30 広葉樹の木簡3―筑前国から納められた真綿の荷札

(一三次、SK八二〇出土。宮一―二八三)

(表)筑前国怡土郡調綿壹伯屯四兩養老七年

(裏)室山

長さ二三五mm・幅一五mm・厚さ六mm ○三二型式

調ちようとして納められた綿わたの荷札。貢進元は筑前国怡土郡ちくぜん(今の福岡県糸島市南西部)。奈良時代の日本にはまだ木綿がなく、「綿」と言えば蚕の繭から作られる真綿のことである。「屯」は梱包の単位で、「四両」は一屯が大四両(二小一二両)であることを示す註記。大四両は約一六八gに相当し、一〇〇屯は約一六・八kgとなる。養老七年は七二三年。裏面の「室山」は収納責任者の名前であろう。

30は内裏北外郭のゴミ穴SK八二〇から見つかった木簡で、同遺構出土木簡には似たような綿の荷札が多数含まれる(Ⅰ期展示28など)。いずれも大宰府管轄の西海道(九州)地域からの貢進で、多くは記載内容や書式を同じくし、材に広葉樹を用いるという共通点がある。西海道の調・庸は大宰府で集積・運用され、平城京までは搬送しない原則であったが、綿など一部の特産品は一定量が都まで貢進された。そのため、SK八二〇出土の綿荷札は大宰府で一括して作製・装着されたものと思われ、共通点が多いのもそのためであろう。

材に広葉樹が選ばれた理由ははっきりしないが、土中では傷みやすい広葉樹も元来は針葉樹より木質が堅く、楷書体の文字を記すのに向いているとの指摘がある。西海道調綿荷札には丁寧な楷

書の文字を記すものが多く、特に広葉樹を用いたのも、あるいはこのあたりに理由があるのかもしれない。

木簡を保存する

35 PEG含浸法+FDで保存処理された木簡5

―紀伊国から納められた米の荷札

(三九次、SD四九五一出土。宮三―二九〇九)

紀伊国伊東郡庸米六斗

長さ一九三mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三三型式

紀伊国伊東郡きい『和名類聚抄』の伊都郡。今の和歌山県橋本市・高野町・かつらぎ町などから納められた庸米ようまいの荷札。庸は古代の税目の一種で、米や布で納められ、地方から都に上り雑役を担う仕丁(男性)や采女(女性)の生活を支える物資として使用された。六斗とは半端な量に感じられるが、奈良時代の米の支給量は一人一日二升(現在の約九合)が基準であり、旧暦では一カ月が三〇日(二大の月)ないし二九日(二小の月)であったため、庸米は大の月用の六斗(二二升×三〇日)または小の月用の五斗八升(二二升×二九日)で一俵にまとめられた。

上端がやや奇異なカタチをしているが、これは切り込みより上の部分が欠失したことによるものである。米の荷札には下端を尖らせた形状のものが多く、米俵の中に差し込んで使用した可能性などが想定されている。一方、切り込みは荷物の外側に紐で括りつけるためのものと考えられる。35のように切り込みと尖りの両方を有するもの(〇三三型式)は、はたしてどのような使われ方をされたのだろうか。

36 PEG含浸法+FDで保存処理された木簡6

—大学寮の勤務担当者の報告

(三二次補足、SD四一〇〇出土。宮四―三七五三)

大学寮解 申宿直官人事 直講正八位上濃宜公水通
天平宝字八年□月十一日

[九カ]

長さ二四一mm・幅三三mm・厚さ三mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。平城京では左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられる。宿直は、夜勤(Ⅱ宿)と日勤(Ⅱ直)の総称(8解説も参照)。直講は、大学博士・助教を補佐するために七三〇年(天平二)に置かれた令外官。「濃宜公水通」は後に大学少允(第三等官)に昇進し、さらに信濃介に転出したことが知られる(『続日本紀』神護景雲二年(七六八)七月壬申朔(一日)条)。天平宝字八年は七六四年で、この年の九月十一日は藤原仲麻呂の乱が勃発し、駅鈴と内印をめぐる争奪戦があった当日である。そうした緊張した政情を背景に考えると、この木簡にも、また違った側面が見えてくるだろう。

41 HA含浸法で保存処理された木簡5—少子への米支給の伝票

(一九三次E、SD四七五〇出土。京一―一八六)

(表) 少子十六口米八升 受尾張□ [物カ]
万呂 ○

(裏) [田カ]
□万呂
書吏 廿一日 ○

長さ一七五mm・幅二五mm・厚さ二mm ○一型式

42 HA含浸法で保存処理された木簡6

—近江国から納められた米の荷札

(二〇四次、SD五三〇〇出土。京三―四九一三)

(表) 近江国坂田郡上坂郷戸主比流
(裏) 伊吹戸庸六□ □ □

長さ一七一mm・幅二四mm・厚さ三mm ○五一型式

近江国坂田郡上坂郷からの庸米の荷札。上坂郷(上坂田郷とも)は、今の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。庸は古代の税目の一種で、米や布で納められ、仕丁や衛士の生活を支えるための費用とされた。「庸」の下に「六」とあるから、おそらく米で納められた庸米六斗の荷札であろう(35解説も参照)。六斗は今の二斗七升、約四〇kg。比流伊吹は貢進者。

上坂郷は藤原麻呂の経済基盤の一種、封戸の可能性が高い。封戸は、位階や官職に応じて五十戸単位で与えられる給与の一種で、田租の半分と調・庸全部が封主に支給される。

長屋王家の少子十六人に米八升を支給した際の伝票木簡。米の支給を受ける人と人数、米の量、受取人(運搬人)、日付、差出人が記されている。一人あたり米五合となる。八升は、今の三升六合、約五・四kgに相当する。少子は、若年齢の子供で、西宮、鶴司、犬司などに配属され米の受取などの雑用に従事した者。書吏は、家政機関の第四等官。

47 HA含漫法+FDで保存処理された木簡5

—土器を進上し代金を請求する文書

(一九三次E、SD四七五〇出土。京二一七二三)

(表) 交易進 瓮七口 油坏百卅三口
奈閑八口

(裏) 右五十八物直銭十文 直丁末呂
「稻積者腹急□在」

封□平□封□并
「4等光」

長さ二〇四mm・幅(三四)mm・厚さ三mm ○八一型式

長屋王家木簡。複数の土器を購入した際の進上状。購入したのは、「瓮」(かめ)、「油坏」(灯明皿)、「奈閑」(なべ)である。裏面の合計は「百」を書き落としているらしい。邸内で使用する土器類は、長屋王家が邸内で自ら生産する他、外部から購入する場合もあった。なお、裏面には、当初の担当者稲積が急な腹痛のため持参できない旨の注記がなされている。

48 HA含漫法+FDで保存処理された木簡6—岡本宅から酒を請求する文書

(二〇四次、SD五三〇〇出土。京三一四五一九)

(表) 岡本宅謹 申請酒五升 右為水葱撰雇女
(裏) 等給料 天平八年七月廿五日 六人部諸人

長さ二五六mm・幅(二三)mm・厚さ四mm ○八一型式

岡本宅が、藤原麻呂邸に対して酒五升を請求した木簡。五升は今の約二升二合五勺、約四ℓに相当する。酒は、岡本宅で雇っている水葱なぎを選別する女性に支給するためのもの。六人部諸人

木簡と動植物

51 「鹿」と記された木簡3—鹿肉の付札

(三九次、SD五二〇〇出土。宮三一三七四)

鹿宍一斗二升

長さ八五mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三三型式

「鹿宍」の付札。「宍」は肉のこと。肉を容積で計算しており、一斗二升は今の五升四合、約九・七ℓ。貢進者の情報などが記されていないことから、荷物につけられた荷札ではなく、届いた物品を管理するための札と考えられる。I期展示49の「干宍」は干し肉のことだが、51は「宍」としか書かれていない。こちらも干し肉か。ただし、万葉歌によれば鹿肉は膾なまきにされることもあったようなので、干し肉と明記されない51は、膾用の生肉の可能性もある。

万葉歌によると、鹿は肉のみでなく内臓も食用として利用されていたらしい。平城宮では「鹿宍(在五蔵)」と記された木簡も出土している(II期展示50)。これ自体は『延喜式』などに規定される積奠せきけん(孔子を祀る儀式)で使用される犠牲(いけにえ)用の鹿の可能性が想定されているが、干し肉のみでなく、内臓付きの鹿肉もある程度流通しうる状況にあったことは注目に値する。

は藤原麻呂の家政をあずかる家政機関の職員しよりの書吏(第四等官)という役職に就いていたことが他の木簡からわかる。

岡本宅は、正倉院文書にもみえる藤原氏の京外の拠点で、瓜(57)のほか、栗やササゲを進上した木簡もある(城二二一一頁下・京三一五六七一)。正倉院文書には、同じ年に皇后宮職しやきようしよの写経所との間で經典の貸し借りをした記録がある。場所は正確には不明ながら、飛鳥地域とする説が有力である。

「鮒」と記された木簡3―フナとボラの付札

(一九三三E、SD四七五〇出土。城二―三五頁上)

鮒魚卅三名吉魚三

長さ一四四mm・幅二八mm・厚さ三mm ○三三型式

長屋王家木簡。フナとボラの数量が書かれている。名吉魚はボラの幼魚の呼称。淡水魚のフナと海水に棲むボラがまとめられていることからすれば、保管用の付札か。

ただし、ボラは川を遡上する時期があり、河口から数km上流で釣れることもあるとされ、三重県紀伊長島町の細い水路から海水が流入する淡水の池ではボラとフナが釣れるという。そのため、あるいは河口に近い川などで捕らえたフナとボラと一緒に貢納したと考えることも可能である。ボラは、『出雲国風土記』嶋根郡条には食用の海産物とともにみえ、『日本霊異記』によると、紀伊国の海辺で、高僧が食用として求めた新鮮なボラ八匹が法華經に変じた話が見えることから、古代においても、食用に供されたのであろう。

「瓜」と記された木簡3―岡本宅から瓜を進上する木簡

(二〇四次、SD五三〇〇出土。京三―四五四三)

(表)岡本宅 進上瓜拾伍顆

(裏) 七月廿一日 田辺久世万呂

長さ一七七mm・幅二五mm・厚さ六mm ○一一型式

二条大路木簡で、岡本宅から瓜を進上する木簡の一点。天平八年(七三六)のものとみられる。顆は丸いものを数える単位。岡本宅は48にも見える。「瓜」は草冠をもつ字体で記されているが、奈良時代の「瓜」はほとんどがこの字体で記される。

サメの楚割の木簡3―三河湾三島から納められた贅の荷札3

(一三三次、SK八二〇出土。宮一―三七二)

参河国播豆郡析嶋海部供奉六月料御贅佐米楚割六〔斤カ〕

長さ二八六mm・幅一七mm・厚さ六mm ○三二型式

参河国播豆郡析嶋(今の愛知県西尾市佐久島)から送られてきた佐米(サメ)の楚割(ひもの)の荷札。楚割は、身をタテに割いて干したものと考えられる。三河湾に浮かぶ島々は月交代で都に海産物を送っており、おおむね析嶋が偶数月、篠嶋が奇数月を担当した(I期展示58・II期展示59参照)。まれに比莫(日間賀)嶋が分担することもあった。六斤は、約四kg。播豆郡三島のこの書式の贅の荷札には、原則として年紀は書かれない(例外は宮七―一二八四のみ)。

もつと!! 木簡を科学する

65 実物木簡と3Dプリンターによる出力品5

―多櫛嶋の役人の勤務評定資料の付札

(一五五次、SD一一六四〇出土。宮六―九八八六)

(表)多櫛嶋 考六卷 状六卷

(裏)三番

長さ一一五mm・幅二四mm・厚さ七mm ○三二型式

官人の勤務評定に関する文書に付けられた付札。「多櫛嶋」は今の鹿児島県種子島。種子島は当時、隣の屋久島とともに多櫛(禰)嶋(「嶋」は「国」に準ずる行政単位)とされて大宰府の管

轄下に置かれ、「嶋司」（他国の「国司」に準ずる役人）として中央から官人が派遣されていた。「考」は考文（役所ごとに所属官人の一年分の勤務評定を取りまとめた文書）、「状」は考状（考文に記された審査理由の詳細などを記載した文書か）を指す。

65の解釈で難しいのは、この木簡がはたしてどこで作られたものかということである。現地（Ⅱ多櫛嶋）で作製され文書とともに都までやって来た可能性がないわけではないが、大宰府管内諸国の考文類は調庸物と同じく大宰府で一括して管理・搬送されたと思われる、大宰府で付けられたものとも考えうる。ただ、65には年紀などの記載がなく、考文・考状もそれぞれ略記されている。必要最小限の情報を、丁寧ではあるが大きくざっくりとした文字で書きつける趣きからは、他者（特に上位者）に向けた荷札や貢進状というよりも、自分たちの事務処理作業の中で文書を管理するための付札との印象を強く受ける。その場合、65は平城宮、特に文官の人事に関する事柄を掌る式部省内で作製・使用されたものとなる。裏面の「番」の記載も式部省内での事務作業のグループピングに例があり、この推測を裏付ける。

66 実物木簡と3Dプリンターによる出力品6―矢の付札（？）

（一三次、SK八二〇出土。宮一―四八五）

（表）箭一具 矢卅

（裏）馬万力
呂

長さ八二mm・幅三六mm・厚さ八mm ○六五型式

矢に付けられた付札か。「箭」もいわゆる矢を指す字であるが、この場合は一セットの意味で用いられていると思われる、具体的に一具Ⅱ三〇本の矢に66が括りつけられていたのである。矢は韃や胡籙（ころく、またはやなぐい）と呼ばれる容器に入れて

携帯した。令制では兵士一人の携行品のなかに矢五〇本・胡籙一具が規定されており（軍防令備戎具条）、66の三〇本はやや少なめである。裏面の「船馬万呂」は矢の所有者か。

形状は、何とも言えない奇妙なものである。元来は上下両端に切り込みをもつ〇三一型式であった木簡の左辺が失われているように見えるが、現状で左辺にも削り調整が施されているため、単なる欠損ではなく、意図的に何かに作り替えて二次利用したものとみるべきであろう。ただし、文字は中央付近に書かれており、元々このカタチであった可能性も考えられる。その場合はこの形状に何らかの意味があつたと思われるが、詳しい用途などはわからない。ちなみに、66に与えられている型式番号〇六五は、用途不明の木製品を意味するものである。

69 実物木簡とレプリカ3―左京職からの鶏・馬肉・雀・鼠の進上状

（二九八次B、SD五三〇〇出土。城二四―八頁上）

（表）○左京職 進鶏一隻 馬肉三村
雀二隻 鼠一十六頭

（裏）○ 天平八年四月十四日

従六位上行少進勲十二等百濟王「全福」

長さ一九九mm・幅三五mm・厚さ四mm ○一一型式

二条大路木簡で、左京職が進上した物品に添えられた進上状。左京職は平城京の左京（朱雀大路より東側の地区。いわゆる外京を含む）を管轄した役所。裏面の「少進」は左京職の第三等官。末尾の「全福」のみ筆跡が異なるが、これは百濟王全福の自署（サイン）。天平八年は七三六年。

四種の物品が進上されているが、「鼠」が含まれているのが目を引く。天平びとはネズミを食べていたのかと驚かされるが、これは実は、鷹狩り用のタカなどの餌と考えられている。平安時代

初頭に編纂された『新修鷹経』という書物には、タカなどの餌としてさまざまな鳥獣類の肉が挙げられており、そこには69の鶏・馬肉（馬肉）・雀・鼠いずれも見える。また、69が見つかった地点の近くからは「鷹所」と書かれた木簡も出土しており（城二四―一八頁上）、これらはこの鷹所で飼育されていたタカなどに与えられたのであろう。

複数片に分割した木簡3―辛櫃入りの物品を請求する文書

（二二二次、SD一五二五出土。京一―一三）

御帳□辛櫃入 奈加良 進出

長さ（二二四）mm・幅二九mm・厚さ三mm ○八一型式

文書木簡の断片。現状では細かく四片に分かれている。右に寄せて小さく書かれた「奈加良」は万葉仮名で「ながら」を書き表したもので、全体は「御帳を：辛櫃に入れながら進出する」などと読み、「辛櫃に入れたまま進出する」の意であろう。

72は、平城京左京三条二坊六坪の発掘調査で見つかったものである。この地の調査は一九七五・八〇年に行われ、奈良時代前半には坪の中央を蛇行溝SD一五二五がほぼ北から南に向かつて流れていたが、後半にはこの溝を埋め立て、その一部を利用するかわちで園池SG一五〇四が造営され、庭園として利用されていたことが判明した。木簡が出土したのは、この蛇行溝SD一五二五からである。またその後、八〇年代後半の長屋王邸（左京三条二坊一・二・七・八坪）の調査により、この溝が長屋王邸の東南隅の庭園から流れ出て南の六坪に至ることも明らかにになった。72を含む左京三条二坊六坪出土の木簡は、内容的にみてもいわゆる長屋王家木簡と一連をなすもので、おそらく邸内から溝に廃棄されたものが六坪まで流れ着いたのであろう。なお、この左京三条二坊六坪は現在「平城京左京三条二坊宮跡庭園」として、奈良時

代後半の庭園時の姿が復原・整備されている。平城京内の遺構を保存・活用しえた希有な事例である。

75 年紀のない木簡3―收穫したイネの収納についての指示を求める文書

（一九三次E、SD四七五〇出土。京二―一七二）

（表）当月廿一日御田苅竟大御飯米倉古稻
（裏）移依而不得収故卿等急下坐宜

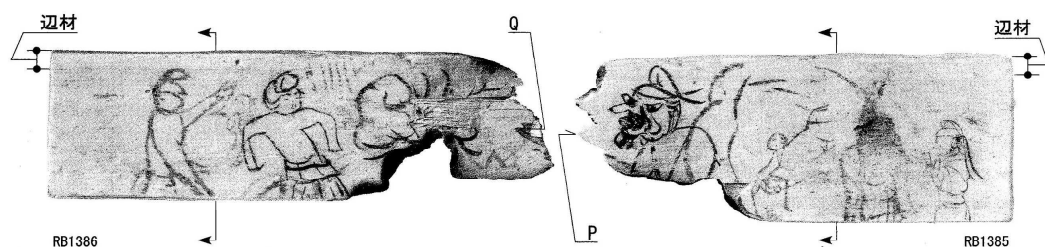
長さ二一九mm・幅一四mm・厚さ二mm ○一一型式

長屋王家木簡。「今月二十一日に御田（長屋王家の所領）で御飯米（長屋王の家族の食米）を收穫したが、納めるべき倉に古稻が移し置かれていたため収納できない。そこで、卿（相手）を敬つていう語。ここでは担当者（の意味）に急いで現地にきて欲しい」という内容の文章が、表裏両面にわたり記されている。漢文の語順の部分（「不得収」「収むるを得ず」と日本語の語順や敬語が見られる部分（「急下坐宜」「急くだりますべし」）が混在するなど、奈良時代初頭の日常的な言葉遣いや表記方法がうかがわれる資料として注目される。

文章の内容は比較的明瞭に読み取れるが、これがどのように利用されたものか、実ははっきりしない部分が多い。長屋王家木簡中の文書木簡は一定の書式に則るものが多く、75のように伝達内容のみを記すものは珍しい。そのため、御田から長屋王邸にもたらされた一般的な文書木簡というよりは、口上を述べる使者の手控え、または使者の口上内容を記したメモ、などといった可能性を想定したくなる。一方、その場合は、手慣れた筆致でまるで割り付けをしたかのようにぴつたりと書き収められている点に気がかかる。あるいは、口上練習用のひな形、と考えることもできるだろう。

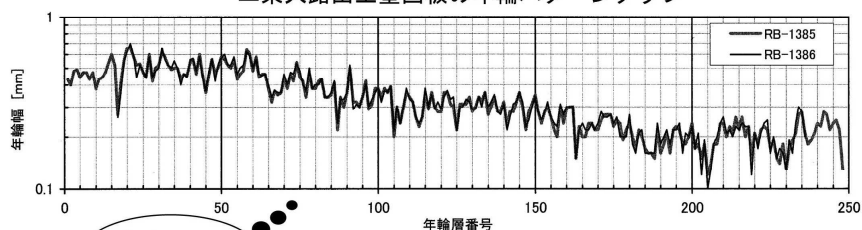
(参 考 品 紹 介)

二条大路出土墨画板の赤外線写真



年輪を
調べると

二条大路出土墨画板の年輪パターングラフ



きわめて
高い相関性

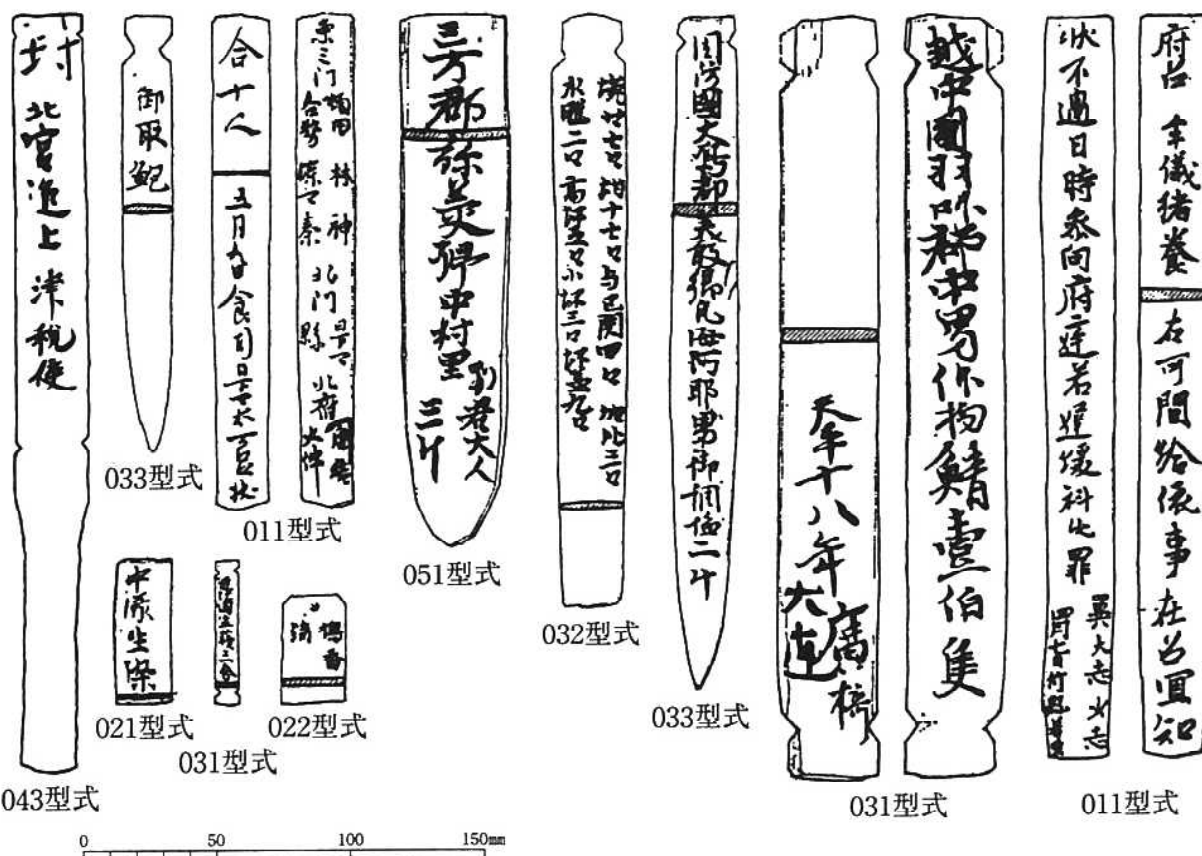
さらに…凹凸部の形態の類似性から、

写真PとQの部位で接合し、本来は1枚の墨画板であった可能性を示唆している。

『奈良文化財研究所紀要 2014』図 I-47、48 より

「平城京二条大路出土墨画板のマイクロフォーカス
X線CTを用いた非破壊年輪年代調査」

(大河内隆之・星野安治・高妻洋成・芝康次郎)



【木簡が見つかった遺構】

SK一九一八九(展示番号7、8、9)

二〇〇八・〇九年

平城宮東方官衛で見つかったゴミ穴。東西約一一m、南北約七m、深さ約一mの巨大なもので、輪郭が炭化した状況を示すことから、ゴミを焼却するための穴とみられる。ゴミの投棄と焼却を、穴を拡張しながら何度か繰り返しているらしい。

木簡は七七〇年前後の衛府に関わるものが大部分を占めており、七七年(宝亀三)二月に行われた称徳天皇没後の行政改革の一環としての衛府の統廃合(外衛府の廃止とそれに伴う舍人の近衛府・中衛府・左右兵衛府への分配。『続日本紀』宝亀三年二月丁卯(十六日)条)に伴う造営工事のゴミ処理施設とみられる。木簡は削屑が中心であるため、土ごとコンテナに入れて整理室に持ち帰り順次洗浄作業を進めているが、最終的に数十万点に達する可能性がある。また、木簡以外にも、食物残滓、炭、造営部材やその端材・はつり屑、檜皮、さまざまな植物や昆虫類など、膨大な量のさまざまな遺物が日々洗浄作業によって確認されつつある。

なお、SK一九一八九は焼却土坑としては平城宮で初めての発見となったが、周辺には同様のゴミ穴が他にも多数あることが確認されている。これらのゴミ穴より新しい建物も見つかっているから、造営工事終了後には埋め戻され、再び役所の建物用地として利用されたことがわかる。

SD四七五〇(展示番号14、15、20、41、47、54、75)

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

SD四一〇〇(展示番号21、36)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七～七二九)から宝亀元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD一一六四〇と一連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝亀元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝亀年間(七七〇～七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

大極殿院東南隅外側整地土(展示番号24)

一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二二二点(うち削屑一四二点)出土した。

佐紀池南岸整地土(展示番号27)

一九六一年

池SG八一九〇の南岸、西大溝SD三八二五の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は二七一点(うち削屑六三点)出土した。

SK八二〇(展示番号30、60、66)

重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衛西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。(二七八五点(うち削屑九五二点))。

SD四九五一（展示番号35）

一九六七年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD一二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。**35**は、小子門の脇を通って宮外へ流れ出てすぐの地点から出土した。

SD五三〇〇（展示番号42、48、57、69）

二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪（光明皇后宮。旧長屋王邸）と二条二坊五坪（藤原麻呂邸）の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点（うち削屑約二万九千点）出土した。**42**、**48**、**57**はそのうちのもの。**69**のみは東端出土で皇后宮への貢進とみられる。

（史料研究室）

SD五二〇〇（展示番号51）

一九六六年

二条条間路北側溝。二時期の変遷があり、SD五二〇〇は当初の溝をやや南へずらして改修したもの。**51**が出土したのは小子門に近接する場所で、この部分では両岸に径二〇〜三〇cmの玉石を、二、三段積んで護岸している。幅約二m、検出面からの深さ約〇・六m。造営は神亀年間（七二四〜七二九）。

SD一五二五（展示番号72）

一九八〇年

平城京左京三条二坊六坪を蛇行して南に流れる溝。菰川の旧河道を利用して掘削したもので、旧河道の肩はそのままの状態に残っている。幅二〜四m、深さ一mで、旧河道の肩からは一・五mある。北側の七坪、すなわち長屋王邸の一郭に設けられた庭園を蛇行して流れる溝SD四一五〇の下流にあたるとみられる。なお、奈良時代後半にはSD一五二五を利用して池SG一五〇四が設けられるため、溝の発掘はこの池の北端までしか行われていない。木簡は一九七五年の調査と合わせて九〇点出

土している。

SD一一六四〇（展示番号65）

一九八四年

平城宮南面大垣東端から五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD四一〇〇に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD一二五〇に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はないから、溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになる。木簡は一一七一点（うち削屑一〇三〇点）出土した。霊龜二年（七一六）から神亀五年（七二八）までの年紀のある木簡を含み、神亀年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。南面大垣の造営・改修などの過程についてはなお問題が残る。

